４月の臨時休校に伴うコミュニティバス定期券の払戻しのお知らせ

新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、富山県知事は、４月７日に県立高校及び特別支援学校を、入学式後から２週間、休校にすると発表しました。また、富山県内の小中学校、私立高校、大学、専門学校等も、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、休校になっています。

それに伴い、コミュニティバス定期券を利用して通学している者に対し、特例措置として定期券を払い戻します。

１　対象者（以下のいずれにも該当する方）

（１）　臨時休校により通学できなかった期間を含む射水市コミュニティバスの定期券を購入した者
※定期券を購入した際に、市から補助金を受けた者は除く。

（２）　休校期間、当該定期券を使用していない者（使用しない予定の者）

２　内容

（１）　当該定期券の開始日が、休校開始日以降の方

①　休校開始日から、払戻手続までの間、**当該定期券を使用していない場合は**、購入額全額を払い戻します。

②　払戻し手数料なし

定期の種類	払戻の条件	払戻額	払戻手続期限
１か月	（１）　当該定期券の開始日が、休校開始日以降であること （２）　休校開始日以降から払戻手続までの間、当該定期券を使用していないこと	3,500円	令和2年4月30日
6か月		20,000円	
１　年		36,000円	

※　学校が開始してから、当該定期券を使用された場合は、休校期間分を、下記の１日当たり払戻額に基づき、払い戻します。（払戻手続期限は、１か月定期⇒令和２年５月３１日、６か月・１年定期⇒通用期間終了日の１か月後）

（２）当該定期券の開始日が、休校開始日より前の方

①　休校期間、**当該定期券を使用していない（使用しない予定）場合は、**休校開始日から臨時休校により通学できなかった日数を日割り計算する。（１０円未満切り捨て）

②　払戻し手数料なし

計算方法　払戻金額＝（１日当たり払戻額）×（払戻対象日数）

定期の種類	払戻対象期間	１日当たり払戻額	払戻手続期限
１か月	**休校開始日～学校開始日前日** （通用期間終了日が学校開始日以前の場合は、通用期間終了日まで）	１２０円	令和2年5月31日
6か月		１０９円	通用期間終了日の１か月後
１　年		９８円	

３　払戻し場所

購入した販売所（生活安全課、各地区センター、（有）富山呉西トラベル小杉営業所、海王交通㈱）

４　必要書類

払戻しに該当する定期券

問い合わせ先　射水市　生活安全課
☎　0766-51-6623　〒939-0294　射水市新開発４１０番地１